

# 小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター運営委員会細則

制 定 平成15年4月1日

最終改正 令和2年2月4日

## (趣旨)

第1条 この細則は、小山工業高等専門学校ものづくり教育研究センター規則第7条第2項の規定に基づき、ものづくり教育研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について定める。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 ものづくり教育研究センター長（以下「センター長」という。）
- 二 各学科及び一般科から各1名
- 三 教育研究技術支援部技術長
- 四 教育研究技術支援部技術室第1グループ長
- 五 学生課長
- 六 その他校長が必要と認めた者

2 前項第二号及び第六号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び会議の開催)

第3条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 ものづくり教育研究センター（以下「センター」という。）の管理運営に関すること。
- 二 センターの利用計画に関すること。
- 三 ものづくり教育についての基本計画に関すること。
- 四 ものづくりに関する技術の研究、開発及び普及に関すること。
- 五 センターに係る規則、規程、細則等に関すること。
- 六 その他センターについての重要事項に関すること。

## (事務)

第5条 委員会に関する事務は、教育研究技術支援部技術室第1グループが行う。

### 附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。